

広報「さいじょう」広告掲載要領

平成31年2月14日

(要)告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、西条市広告掲載事業実施要綱(平成18年西条市訓令第15号。以下「要綱」という。)に基づき、西条市が発行する広報「さいじょう」(以下「広報紙」という。)に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 要綱第3条及び市長が別に定める西条市広告掲載事業実施基準(以下「実施基準」という。)に規定するほか、個人の氏名(事業を営む個人の当該事業に係る氏名を除く。)は掲載しないものとする。

(広告の規格、枠数、掲載位置等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載位置等の広告の掲載に関する仕様は、市長が別に定める。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、広報紙発行1回を単位とし、最長12回とする。ただし、年度を超える期間の設定はできない。

(広告料)

第5条 広告料は、広告の募集の都度、市長が別に定める。

(申込者の募集方法)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)の募集方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 広告代理店を通じて申込者を募集する方法
- (2) 公募により、申込者を直接募集する方法

2 前項の規定により募集を行う場合は、必要事項(広告代理店を通じて申込者を募集する場合にあっては、当該必要事項に加え広告代理店の連絡先等)を市ホームページに掲載するものとする。

(広告代理店の選定)

第7条 前条第1項第1号の広告代理店は、競争入札等により選定する。

2 前項の競争入札等に関し、必要となる事項は、市長が別に定める。

(広告の掲載の申込み等)

第8条 申込者は、西条市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し、広告の原稿案を添えて、市長に申込みを行うものとする。

2 広告代理店を通じて申込者を募集しているものについては、前項の規定にかかわらず広告代理店が申込者に代わって市長に申込みを行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による掲載の申込みがあった場合で必要と認めるときは、

申込者又は広告代理店に対し、資料の提出を求めることができる。

- 4 申込期日は、広報紙発行日の50日前とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告の掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による広告の掲載の申込みがあった場合は、内容を審査し、申込順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。ただし、広告代理店を通じて申込者を募集する場合は、この限りではない。

- 2 市長は、広告の掲載の可否を決定した場合は、その結果を申込者に西条市広報紙広告掲載可否通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(広告料の納付)

第10条 前条の規定により広告の掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告料を一括して納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告代理店を通じて申込者を募集している場合は、広告代理店が市との契約により定められた額及び方法で支払うものとする。

(広告の作成及び提出)

第11条 掲載する広告は、広告主が第2条及び第3条の規定に従い作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する費用は、全て広告主が負担する。
- 3 広告主は、市長が指定する期日までに、市長に作成した広告の原稿(版下データ)を提出しなければならない。

(広告の審査等)

第12条 市長は、前条第3項の規定により提出された広告の内容等が第2条及び第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 広告主は、前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(広告の内容等の修正)

第13条 市長は、広告の内容等が要綱、実施基準又はこの告示に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告の掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに、広告料の納付がない場合
- (2) 市長が指定する期日までに、広告の原稿(版下データ)の提出がない場合
- (3) 市長が指定する期日までに前条に規定する広告の内容等の修正を広告主が行わない場合

(4) その他広告の掲載が適切でないと市長が認める場合

2 本市は、前項の規定による取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告料は返還しない。

(広告の掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 前項の申出は、広告代理店が申込者の募集を行っている場合は、広告代理店を通じて行うものとする。

4 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第16条 市長は、広告の掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月14日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）西条市長 殿

（申込者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

西条市広報紙広告掲載申込書

広報「さいじょう」広告掲載要領第8条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、西条市広告掲載事業実施要綱及び広報「さいじょう」広告掲載要領を遵守するとともに、掲載審査（市税納付状況など）に当たって必要な調査を行うことに同意します。

記

| | | |
|---|---------|-------------|
| 1 掲載希望位置 | | |
| 2 掲載希望回数（発行月号） <small>※掲載回数は月単位とし、最長12回まで。 ※募集範囲内で掲載希望の発行年月号を記入。</small> | | |
| 3 掲載内容 | 業種・事業内容 | |
| | 広告の内容 | 別添広告原稿案のとおり |
| 担当者 | 住所又は所在地 | |
| | 所属部署・役職 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | メールアドレス | |

（申込者） 様

西条市長

西条市広報紙広告掲載可否通知書

年 月 日付で申込みのありました西条市広報紙への広告の掲載について、広報「さいじょう」広告掲載要領第9条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

| | |
|----------------------------------|--|
| 1 決 定 区 分 | <input type="checkbox"/> 掲載します |
| | <input type="checkbox"/> 掲載しません |
| | 否掲載の理由 |
| 2 媒 体 名 称 | 広報さいじょう |
| 3 掲 載 位 置 | |
| 4 掲載回数（発行月号） | |
| 5 広 告 料 ※広告代理店経由の場合には、記載しません。 | 金 円（消費税及び地方消費税を含む。） ※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。 |
| 6 広告原稿提出期限 | 年 月 日 |

（広報担当所管課）

課 名
連絡先